

古監委第27号  
令和2年10月27日

古河市長 針谷 力 様

古河市監査委員 赤 岩 茂

同 手 島 光 一

同 黒 川 輝 男

令和2年度財政援助団体等監査（指定管理者監査）の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を執行しましたので、  
同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

# 令和2年度財政援助団体等監査（指定管理者監査）結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 基準に準拠している旨

監査委員は、古河市監査基準（令和2年古河市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

### 2 監査の種類

財政援助団体等監査（指定管理者監査）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者に対する監査

### 3 監査の対象

- (1) 公の施設 お休み処 坂長
- (2) 所管課 産業部 商工政策課
- (3) 対象団体 株式会社 雪華

### 4 監査の範囲

令和元年度における指定管理に係る施設の管理、会計処理等に関する事務の執行

### 5 監査の実施期間

令和2年8月3日（月）から令和2年9月25日（金）まで

### 6 監査の着眼点

- (1) 所管課に関する事項（商工政策課）
  - ア 施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
  - イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
  - ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
  - エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
  - オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手續等は適正になされているか。
  - カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
  - キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め調査し、又は指示を行っているか。
  - ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
  - ケ モニタリングのチェックは十分か。
  - コ 実地等を行っているか。

## (2) 対象団体に関する事項（株式会社 雪華）

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 経費節減は図られているか。
- エ 利用促進のための努力はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規定、経理規定等の諸規定は、整備されているか。

## 7 監査の実施内容

監査にあたっては、公の施設の管理を行わせている団体の当該管理に係る資料を事前に求め書類審査を行った。また、監査委員により所管課職員及び対象団体職員から事業の内容について説明を聴取するとともに、公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかに主眼を置いて監査を実施した。

## 第2 指定管理の概要

### 1 指定管理施設の概要

施設名	所在地及び施設の概要		
お休み処 坂長	古河市中央町3丁目1番39号		
・店蔵	木造土蔵造り 2階建	延べ床面積 82.95 m <sup>2</sup>	物品販売、事務所
・袖蔵	木造土蔵造り	延べ床面積 43.40 m <sup>2</sup>	貸館
・主屋	木造 2階建	延べ床面積 182.28 m <sup>2</sup>	食堂、厨房、貸館
・文庫蔵	木造土蔵造り 2階建	延べ床面積 99.15 m <sup>2</sup>	展示室
・中蔵	木造土蔵造り	延べ床面積 44.47 m <sup>2</sup>	化粧室
・石蔵	組積造り	延べ床面積 99.42 m <sup>2</sup>	貸館

## 2 対象団体の概要

名 称	株式会社 雪華
設立年月日	平成8年5月7日
所 在 地	古河市鴻巣1189番地4
役員・従業員	代表取締役 1名 専務取締役 1名 取締役 3名 顧問 1名 監査役 2名 職員 14名（正職員2名、パート職員12名）
設立の目的	・古河駅を中心とした中心市街地活性化事業を行うため設立 ・古河市、古河商工会議所、商店会連合会、各種関連団体の共同事業による賑わいづくりを基に、商店街の活性化を目的としている
主 な 事 業	・ブランド商品の開発及び販売に関する業務 ・お休み処坂長の指定管理に関する業務 ・ジェラテリアの運営に関する業務 ・I T 事業に関する業務 ・企画デザインに関する業務

## 3 指定管理の状況

### (1) 選定方法

古河市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条公募による指定管理者の候補者の選定による。

### (2) 指定管理期間

平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年）

### (3) 指定管理料

	令和元年度
指定管理料	9, 620, 000円

### 第3 監査の結果及び意見

#### 【結果報告】

指定管理事務について、所管課にあっては対象団体に対する指導面において、対象団体にあつては管理運営に関する業務において、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき事項のうち、重要性の乏しいものについては、口頭で改善・検討の要望を行った。

#### 1 所管課に関する事項（産業部 商工政策課）

- (1) 協定書において対象団体に提出を義務付けている文書について、内容が不十分となっているものや提出期限が守られていないものがあった。所管課においては、改めて、協定書の確認を行い、協定書内容の遵守について、団体に対して適切な指導を行っていただきたい。また提出された文書の内容についても精査し、必要な助言を行っていただきたい。
- (2) 協定書において再委託は、事前に市の承認を受け、管理業務の一部を他に委託することができるとしているが、業務報告書上の事後報告はあったものの、事前の市への再委託の承認が行われていないものがあった。市の承認が必要なものについては、適正な時期に承認申請を提出するよう指導し、適正な審査を行った上で承認を行っていただきたい。
- (3) 指定管理料は、年度協定書により、2回に分けて支払われている。監査の対象期間においては、支払期限が令和元年10月30日のものが、令和元年11月22日に支払われている事案があった。事務手続きの進行管理を徹底し、協定書の遵守に努められたい。

#### 2 対象団体に関する事項（株式会社雪華）

- (1) 管理運営に関する業務において、次のような不適切な事例が見られた。

- ・再委託について協定書に基づいた事前承認申請が行われていない
- ・報告書等の提出が期日を過ぎているものがある

指定管理業務については、指定管理者制度の目的達成のために、関係条例、協定書等に必要事項が規定されている。適正な管理運営となるよう、適時適切に事務を行い、協定書等の遵守について徹底を図っていただきたい。

- (2) 当該施設を使用してイベントやワークショップ等の自主事業を行う場合は、管理運営規則に基づく施設の利用許可申請等の手続きを踏み、一般利用者との公平性を失しないよう留意していただきたい。

(3) 施設利用者へのアンケートについて、日付の記載がなく、実施時期が確認できなかった。

アンケートは実施時期や質問の設定等に配慮し、収集した情報からニーズ等の把握に努め、利用者増加や業務改善のための更なる取組を期待したい。

### 【意見】

所管課においては、指定管理業務に関する報告書確認や指導等が不足している部分が見られた。関係条例や協定書等が遵守されているか確認を行い、必要に応じて指導や助言を行うようにしていただきたい。また、指定管理業務について実績等の検証を行い、その効果について評価をされたい。

指定管理者においては、自主事業として様々なイベントやワークショップを開催するなど、今までに培われた経験やアイデアを駆使し、利用者の声を反映しながらサービスの改善と向上に努めている。管理及び運営に関する業務においては、条例や協定書等の規定に反する事例が一部に見られた。施設の管理や市への報告にあたっては、条例や協定書等の遵守を徹底していただきたい。

また、提案事業の物品販売業務については、年度ごとの収支内訳等を分析し、業務改善に向けた取組を行っていただきたい。

今後も、適正な施設管理を行うと共に、更なる利用者の増加を図るため、利用者の要望把握、人材育成の促進に努められたい。また、指定管理制度のメリットが十分に発揮されるように所管課と指定管理者とで緊密な連携を図り、より一層、建物の魅力や雰囲気を活かした地域活性化や施設運営に尽力され、賑わいの創出や情報の発信拠点として地域に貢献されることを期待したい。